



県 章

# 滋賀県公報

平成 29 年（2017 年）  
8 月 18 日  
号 外 （ 1 ）  
金 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

## 目 次

### ○ 監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告.....	1
監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告.....	5

## 監 査 委 員 公 告

### 監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項の規定に基づき執行した平成28年度を対象年度とする定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成29年8月18日

滋賀県監査委員	生	田	邦	夫
”	平	岡	彰	信
”	奥			博
”	北	川	正	雄

### 監査の結果に関する報告

#### 1 監査執行対象機関名および監査執行年月日

監査執行対象機関名	監査執行年月日
西部県税事務所	平成29年6月21日・7月12日
南部県税事務所	平成29年6月5日・7月12日
中部県税事務所	平成29年6月21日・7月12日
東北部県税事務所	平成29年5月23日・7月12日
自動車税事務所	平成29年6月6日・7月12日
消費生活センター	平成29年6月21日
南部環境事務所	平成29年6月21日
甲賀環境事務所	平成29年6月21日
東近江環境事務所	平成29年6月21日
湖東環境事務所	平成29年6月21日
湖北環境事務所	平成29年5月26日
高島環境事務所	平成29年6月6日
西部・南部森林整備事務所	平成29年6月21日
甲賀森林整備事務所	平成29年5月30日
中部森林整備事務所	平成29年6月21日
湖北森林整備事務所	平成29年6月21日
南部健康福祉事務所	平成29年6月21日・7月12日
甲賀健康福祉事務所	平成29年6月21日・7月12日
東近江健康福祉事務所	平成29年6月21日・7月12日
湖東健康福祉事務所	平成29年5月26日・7月12日
湖北健康福祉事務所	平成29年5月23日・7月12日
高島健康福祉事務所	平成29年6月21日・7月12日
大津・南部農業農村振興事務所	平成29年6月5日

甲賀農業農村振興事務所	平成29年 6 月21日
東近江農業農村振興事務所	平成29年 5 月30日
湖東農業農村振興事務所	平成29年 6 月21日
湖北農業農村振興事務所	平成29年 6 月21日
高島農業農村振興事務所	平成29年 6 月21日
大津土木事務所	平成29年 6 月26日
南部土木事務所	平成29年 6 月26日
甲賀土木事務所	平成29年 6 月21日
東近江土木事務所	平成29年 6 月21日
湖東土木事務所	平成29年 6 月21日
長浜土木事務所	平成29年 6 月21日
高島土木事務所	平成29年 6 月20日
東京本部	平成29年 6 月 2 日

(注) 平成29年 6 月21日および 7 月12日の監査執行は書面監査による。

## 2 監査の結果

### (1) 指摘事項 (6 件、6 機関)

#### 南部健康福祉事務所

職員の不注意による公用車の事故(県過失割合100%)が発生し、公用車および相手側に損害が生じている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

#### 東近江健康福祉事務所

職員の不注意による公用車の事故(県過失割合100%)が発生し、公用車および相手方に損害が生じている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

#### 湖東健康福祉事務所

生活保護費返還金について、平成29年 4 月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ816,801円増加し、3,461,347円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

#### 湖北健康福祉事務所

生活保護費返還金について、平成29年 4 月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ664,826円増加し、7,997,777円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

#### 南部土木事務所

河湖占用料等について、平成29年 4 月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ569,270円増加し、1,196,691円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

#### 高島土木事務所

河湖占用料について、平成29年 4 月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ2,241,260円増加し、11,297,780円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

### (2) 指導事項 (41件、39機関)

指摘には至らないものの、注意すべきものとして指導した事項は次のとおりである。

#### (ア) 収入関係 (14件、14機関)

- ・ 調定誤りがあるもの (南部県税事務所 1 件、中部県税事務所 1 件)
- ・ 調定・収入時期が遅延しているもの (大津土木事務所 1 件)
- ・ その他収入に係る事務が適当でないもの (中部県税事務所 1 件)

- ・ 県税、生活保護費の返還金、河湖占用料等について収入未済の解消を求めるもの  
（西部・南部森林整備事務所 1 件、南部健康福祉事務所 1 件、甲賀健康福祉事務所 1 件、南部土木事務所 1 件、湖東土木事務所 1 件、長浜土木事務所 1 件）
- ・ 時効中断等の措置が適切になされていないもの（東北部県税事務所 1 件）
- ・ 督促の措置が適切になされていないもの（湖東健康福祉事務所 1 件）
- ・ 現金の保管方法等に適切を欠くもの（湖北森林整備事務所 1 件、湖北健康福祉事務所 1 件）
- (4) 支出関係（1 件、1 機関）
  - ・ 交付決定等の手続きが適正でないもの（湖北農業農村振興事務所 1 件）
- (7) 契約関係（10 件、8 機関）
  - ・ 仕様書の積算誤りがあるもの  
（大津土木事務所 1 件、南部土木事務所 1 件、甲賀土木事務所 1 件、東近江土木事務所 1 件、湖東土木事務所 1 件、長浜土木事務所 1 件、高島土木事務所 3 件）
  - ・ 入札に係る事務処理が適正でないもの（湖北農業農村振興事務所 1 件）
- (5) 工事関係（5 件、5 機関）
  - ・ 設計変更の手続きが適切でないもの  
（甲賀森林整備事務所 1 件、高島農業農村振興事務所 1 件、甲賀土木事務所 1 件、長浜土木事務所 1 件、高島土木事務所 1 件）
- (6) 財産関係（11 件、11 機関）
  - ・ 物品の適正な管理を求めたもの（湖北健康福祉事務所 1 件、湖東農業農村振興事務所 1 件）
  - ・ 不用決定、処分の手続きが適正でないもの（湖東健康福祉事務所 1 件、大津土木事務所 1 件）
  - ・ 公用車の事故の防止を求めたもの  
（中部森林整備事務所 1 件、湖北森林整備事務所 1 件、甲賀健康福祉事務所 1 件、湖東健康福祉事務所 1 件、甲賀農業農村振興事務所 1 件、東近江農業農村振興事務所 1 件、長浜土木事務所 1 件）
- (3) 留意事項（20 件、19 機関）

上記に掲げる事項以外で注意を要するものとした事項は次のとおりである。
- (7) 収入関係（8 件、8 機関）
  - ・ 県税、生活保護費の返還金、河湖占用料等について収入未済の解消を求めるもの  
（西部県税事務所 1 件、南部県税事務所 1 件、中部県税事務所 1 件、東北部県税事務所 1 件、自動車税事務所 1 件、東近江健康福祉事務所 1 件、高島健康福祉事務所 1 件、東近江土木事務所 1 件）
- (4) 支出関係（3 件、3 機関）
  - ・ 支出額を誤っているもの（湖東健康福祉事務所 1 件）
  - ・ 諸手当の支給を誤っているもの（湖東健康福祉事務所 1 件、東京本部 1 件）
- (7) 財産関係（9 件、8 機関）
  - ・ 物品の適正な管理を求めたもの  
（甲賀健康福祉事務所 1 件、東近江健康福祉事務所 1 件、南部土木事務所 1 件、甲賀土木事務所 1 件、東近江土木事務所 1 件、湖東土木事務所 1 件、長浜土木事務所 2 件）
  - ・ 不用決定、処分の手続きが適正でないもの（湖東農業農村振興事務所 1 件）
- (4) 上記以外の機関については、財務に関する事務の執行について、特に指摘・指導・留意すべき事項は認められなかった。

### 3 意見

平成29年5月23日から平成29年6月26日までおよび7月12日に実施した36機関に係る監査の結果、次のとおり意見を付す。

- (1) 「ここ滋賀」の積極的な活用による本県の知名度の向上について（東京本部）

今年10月、東京都日本橋に新たな情報発信拠点施設「ここ滋賀」が開設される。  
この場所は、東京駅にも近く、オリンピックではマラソンの予定コースに接しており、滋賀をPRするには絶

好の場所といえる。

近年、県では、戦国武将・石田三成を使った広報が好評を得るなど、これまでになかった広報を進められている。こうした取組みの効果もあって、本県の魅力度は、ブランド総合研究所の地域ブランド調査によると、平成27年の41位から平成28年には33位となるなど、改善の兆しが見受けられるものの、依然として低位にある。

県には、琵琶湖をはじめ、近江牛、近江米、日本酒、湖魚などのモノのみならず、近江商人の「三方良し」など、先人から引き継がれたすばらしい精神や文化がある。

また、首都圏では近江商人を発祥とするなど、本県とゆかりの深い多数の有力企業が活躍されている。

については、「ここ滋賀」では、首都圏にある本県にゆかりの企業や在京の方々に協力を呼びかけ、官民一体となって、滋賀のモノはもとより、精神や文化も発信し、本県の知名度アップに努められたい。

(2) 生活保護費返還金の債権管理について（湖東健康福祉事務所）

税外未収金対策については、未収金所管所属と財政課が共同管理により管理・回収を進めるなど、県をあげて厳しく取り組んでいるにもかかわらず、事務引継の不備により、平成28年度、生活保護費返還金の滞納者に対する文書による督促・催告が全く行われていなかった。

また、適正な債権管理を行うための基礎資料である債権管理台帳について、担当者のパソコン内で任意様式により作成・保管されるなど、担当者任せになっており、公文書としての組織的な管理も、上位者によるチェックも行われていなかった。

生活保護費返還金の収入未済額は平成29年4月末日現在346万円であるが、平成29年度以降の分納予定額を含めると1,302万円にのぼる。歳入の確保はもとより、県民負担の公平性・公正性を確保する観点からも、今後は、内部統制を考慮した業務のあり方を検討の上、適切な債権管理に努められたい。

(3) 道路占用料の収入事務の改善について（大津土木事務所）

大口占用者にかかる道路占用料は、毎年度6月上旬までに、大口占用者から占用数量の報告を徴し、6月中に調定し、同月中に納入させることとされているが、一部の案件について事務が大幅に遅延し、10月の調定になっていた。災害対応が重なるなどの特段の事情は認められず、職員の収入金に対する意識の低さを問われかねない。

大口占用者にかかる道路占用料については、平成29年度分から、前年度の3月末までに、見込みで報告を徴し、4月上旬に調定するよう取扱いを改められたところでもある。今後は、遅滞なく事務を進め、収入確保に対する取組みを徹底されたい。

(4) 入札執行後における落札決定取消しの根絶について（土木事務所（大津土木事務所を除く。））

土木事務所の工事等の発注において、入札執行後に設計積算の誤り等が判明したことにより、落札決定が取り消されている事例が毎年発生していることから、平成27年度の監査において、改善に努めるよう意見を付したところである。

しかしながら、平成28年度においても、7土木事務所の内、6土木事務所で落札決定が取り消されており、改善が認められない状況が続いている。

落札決定の取消しは、県の入札事務全般に対する信用失墜を招くばかりでなく、事業の遅延を招くなど大きな問題である。

早急に、不適切な事務処理が発生しない仕組み・システムを構築され、落札決定の取消しの根絶を図られたい。

(5) 巧妙・悪質化する不法投棄事案の早期発見に向けて（湖北環境事務所、高島環境事務所）

長期間にわたる大規模な不法投棄事案があったことから、平成27年度の監査において、効果的な不法投棄パトロールの実施などに取り組むよう意見を付したところであるが、当該不法投棄事案は、行為者による原状回復は困難となっている。

地域の良好な生活環境を保持するためには、廃棄物の不法投棄を未然に防止するとともに、早期に発見して、早期に解決することが肝要である。

県では、不法投棄の発見のため、新たに、ドローンによる上空からの監視を行うなどの取組みをされているものの、行政による監視には予算や人員面から限界がある。

そこで、関係機関との連携はもとより、ボランティアや地域住民の理解と協力のもと、住民自らも不法投棄を監視されるなど、不法投棄を許さない地域づくりに向け、検討を進められたい。

-----

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成29年 8 月18日

滋賀県監査委員	生	田	邦	夫
〃	平	岡	彰	信
〃	奥			博
〃	北	川	正	雄

監査の結果に付した意見に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査結果報告年月日	平成29年 3 月14日
監査の意見	(1) 大規模改修に向けた計画的取組について（公益財団法人びわ湖ホール） びわ湖ホールは平成10年に建設され、竣工から18年が経過し、天井裏での雨漏りの発生など施設・設備の経年劣化が進んでいる。また、平成25年の建築基準法施行令の改正により、吊り天井の耐震化対応が必要となったことから、現在、県において大規模修繕に向けた検討が進められている。 指定管理者である公益財団法人びわ湖ホールにおいては、修繕期間中の休業がもたらす経営への影響を最小限にするための方策を検討されたい。 さらに、女子トイレの不足、車椅子席の不足、授乳室の整備など、利用者へのアンケートなどから顕在化している諸問題の解消に向け、県と連携し、計画的かつ効率的、効果的な修繕が可能となるよう尽力されたい。
当該監査の意見に基づき「公益財団法人びわ湖芸術文化財団」が講じた措置の内容	びわ湖ホールの大規模修繕期間中の休業による収入減やリニューアルオープン後の顧客離れ等、経営への影響を最小限にするため、経費の縮減とともに、専属声楽アンサンブルや舞台技術職員、統合した公益財団法人滋賀県文化振興事業団文化芸術部門のノウハウを生かし、平成29年度から当財団が一括管理している滋賀県立文化産業交流会館や県内市町ホール等での代替事業の実施や学校巡回公演などのアウトリーチ事業の拡大実施等を検討している。 また、指定管理者として、女子トイレの不足や洋式トイレ化などの諸問題について、必要な機能を見極め、県とともに効率的・効果的な修繕となるよう努める。
当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容	（県民生活部文化振興課） びわ湖ホールの大規模修繕のための休館期間中は、必要な経費の縮減のほか、公益財団法人びわ湖芸術文化財団の人材等を有効活用して、市町ホールや地域との連携協力や地域における普及啓発活動など、県民が舞台芸術に触れる事業の積極的な展開を財団に対して求め、県としても告知等に協力しながら、リニューアルオープン後の利用者増につなげていく。 また、大規模改修については、機能維持と安全確保のほか、ニーズに対応したアメニティ機能の向上を含め、優先順位を考えながら計画的かつ効率的な改修を検討していく。

監査結果報告年月日	平成29年 3 月14日
監査の意見	(2) びわ湖ホール駐車場の稼働率の向上について（公益財団法人びわ湖ホール） 指定管理者として公益財団法人びわ湖ホールが管理運営を行っているびわ湖ホールの駐車場については、800台余りの駐車スペースがありながら、その稼働率は高いとは言えない状況である。 駐車場の有効利用は、収益の増加による指定管理料の低減につながり、県財政にも寄与する可能性もあることから、施設を保有する県と連携し、入出場時間の制限の見直し、最大料金制の導入や駐車スペースの拡張など、多くの人に“利用しやすい”駐車場となるよう改善を図り、その稼働率の向上に努められたい。
当該監査の意見に基づき「公益財団法人びわ湖芸術文化財団」が講じた措置の内容	指定管理者として、利用者の利便性、駐車場の有効利用および収益拡大を図るため、24時間営業の実施に向けて、駐車場管理業務委託の仕様の見直しや近隣の駐車場との料金バランスを考慮した最大料金制の導入など利用料金の見直しについて県と協議している。また、駐車区画や駐車間隔などに不都合がないか、利用実態と合わせて検証する。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 | (県民生活部文化振興課)

駐車場の有効利用については、利用時間の拡大や料金改定について、指定管理者と協議しながら検討を行い、稼働率の向上に努めていく。

監査結果報告年月日 | 平成29年3月14日

監査の意見

(3) 競技力の向上について（公益財団法人滋賀県体育協会）

県、公益財団法人滋賀県体育協会（以下「体育協会」という。）等からなる「滋賀県競技力向上対策本部（以下「対策本部」という。）」は、平成28年3月、平成36年の滋賀国体および全国障害者スポーツ大会に向け、「滋賀県競技力向上推進計画」（以下「計画」という。）を策定されたところである。

対策本部では、この計画を本県の総合的・計画的な競技力向上のための行動計画として位置付け、選手の育成・強化、指導体制の充実、拠点の構築に向けた各種施策を推進することとしている。

体育協会においては、県との連携による計画の着実な推進に向け、加盟する各種競技団体を充実強化され、随時の効果検証や見直しを行うなど、P D C Aサイクルを確実に実行されたい。

当該監査の意見に基づき「公益財団法人滋賀県体育協会」が講じた措置の内容

体育協会は、本県のスポーツ振興を総合的に推進する中心的な役割を担い、スポーツを通して明るく豊かで活力ある社会の実現に寄与してきたところである。

また、平成36年の滋賀国体および全国障害者スポーツ大会に向け、「選手の育成・強化」、「指導体制の充実」、「拠点の構築・環境の整備」を推進し、本県の競技力の向上を図るため、平成28年度より本協会の職員3名を滋賀県競技力向上対策本部事務局に派遣し、長年培ってきた競技力向上等に係るノウハウを生かして、各競技団体とのより緊密な連携強化や支援に努めた。

さらに、毎年、国体および全国障害者スポーツ大会終了後には、各競技団体と競技力の強化に関する取組の進捗状況を強化スタッフ会議（プロジェクト・チーム会議）で確認、検証した上で、新たな年次計画を作成実行している。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 | (県民生活部スポーツ局)

滋賀県競技力向上対策本部では、競技力向上対策委員会や競技力向上対策本部本部会議などで出された外部委員の意見を踏まえた上で、次年度の事業に生かすなどの対応を行った。

今後も体育協会と連携を密にして、更なる競技力向上に取り組む。

監査結果報告年月日 | 平成29年3月14日

監査の意見

(4) 造林公社の経営改善について（一般社団法人滋賀県造林公社）

一般社団法人滋賀県造林公社では、平成23年度から58年間を対象とする長期経営計画、また、実施計画として5年毎を計画期間とする中期経営改善計画により、経営健全化に努めているところである。

しかしながら、木材価格の低迷に加え労務費等の伐採コストの増加を背景に、平成28年3月に策定された第2期中期経営改善計画における計画期間5か年の利益は、長期経営計画でのそれと比べ、2割程度に留まることとなった。

第2期中期経営改善計画の推進にあたっては、伐採作業や流通の合理化、輸出を含めた新たな販路開拓等、積極的な伐採収益の確保に努めるとともに、中長期的な収支改善に向け、セルロースナノファイバーやCLT（直交集成板）、公共利用等、新たな木材利用の掘り起こしについても県と連携して積極的に取り組まれたい。

さらに、水源かん養や県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の保全など森林の持つ公益的な機能の増進は、琵琶湖の保全及び再生に関する法律の基本方針にも適うものであるため、県と連携し積極的に財源の確保を国へ要望されたい。

当該監査の意見に基づき「一般社団法人滋賀県造林公社」が講じた措置の内容

第2期中期経営改善計画の中核である木材の生産および販売について、木材の生産面では、伐採にあたり、各事業地に応じた適切で効率的な伐採・搬出方法等を採用した。一方、木材の販売面では、搬送コスト等の合理化を図った。これらの取組を通して、生産木材の単価を高めるとともに、生産・流通経費を低下させることにより、伐採収益の確保につなげることができた。

また、中長期的な木材の需要拡大のため、新たな販路開拓に努めるとともに、公共建築物における木造化・木質化の積極的な推進や木質バイオマスエネルギーの利用促進等について、県と連携の上、多賀町中央公民館の建築用材や木質バイオマス発電等に利用されるチップ用材の生産に積極的に取り組んだ。

さらに、琵琶湖の水源かん養機能等の公益的機能の持続的発揮に資する森林整備の財源確保については、県を通じて国庫補助金の確保や補助要件の緩和等の要望を行った。

今後とも、第 2 期中期経営改善計画に基づき、公益的機能の持続的発揮に配慮した効率的な森林整備の推進や本県林業・木材産業の活性化に資する木材の生産と販売の推進に公社一丸となって取り組む。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (琵琶湖環境部森林政策課)

造林公社に対しては、平成28年9月に平成27年度から着手している公社林の伐採について、収益性の高い木材の生産と販売を行うことによって、収益の確保に努めるとともに、本県の林業施策と十分に連携を図り、県内林業等の活性化に資する役割を果たすよう指導を行った。

また、造林公社と連携して木材需要の拡大に取り組むとともに、造林公社からの要望も踏まえて、国に対して、琵琶湖の保全・再生に資する森林整備や公社林の伐採・搬出に係る支援の強化等を要望した。

今後とも、第 2 期中期経営改善計画が着実に実行され、経営健全化が進むよう必要な支援および指導を行っていく。

監 査 結 果 報 告 年 月 日 平成29年3月14日

監 査 の 意 見

(5) 食肉センターの経営改善について（公益財団法人滋賀食肉公社、株式会社滋賀食肉市場）

公益財団法人滋賀食肉公社（以下「公社」という。）は、滋賀食肉センター（以下「センター」という。）の施設整備および管理運営に関する事業を主な事業としており、株式会社滋賀食肉市場（以下「市場」という。）は、センター内でのと畜・解体処理と枝肉および部分肉の受託販売を主な事業としている。

公社は主に生産者（出荷者）からのと畜場使用料と市場などからの施設使用料を収入財源としており、市場はセリによる受託販売手数料、と畜解体料、自家割手数料などを収入財源としている。

公社および市場においては、平成19年4月のセンター開業以来、ともに厳しい経営状況が続いている。そのため、「滋賀食肉センター経営研究会」により、経営改善に向けた検討が重ねられ、平成28年9月に同研究会報告書がとりまとめられたところである。

両団体の監査の過程においては、市場から公社に支払われる施設使用料について積算方法が複雑なこともあり、両者の認識が異なるなど、相互理解が必ずしも十分でない面が窺われた。公社、市場および県においては、共通の現状認識と問題意識を持ち、今後一丸となって、同研究会報告書に掲げられた経営改善策の実現に向けて取り組まれない。

当該監査の意見に基づき「公益財団法人滋賀食肉公社、株式会社滋賀食肉市場」が講じた措置の内容

1 公益財団法人滋賀食肉公社

センターを円滑に運営するため、市場と施設使用料の支払い方法等について協議するとともに、本年度の構築を目指している「滋賀食肉センター情報処理・管理システム」の設計にあたっては、作業の効率・正確性の向上を見据えつつ、委託先選定に係る公募型プロポーザルと設計業者との協議を市場と協力して実施している。

また、本年度は、県が実施する近江牛増頭対策に伴うと畜頭数の増加を想定した施設の課題について整理することとしており、さらに市場との連携を強化する必要がある。

今後は、当公社と市場が共存関係にあることを強く意識し、「滋賀食肉センター経営研究会」が取りまとめられた報告書の主旨を踏まえ、センター全体の経営健全化に向けて市場と協力して取り組む。

2 株式会社滋賀食肉市場

センターにおける業務を円滑に進めるため、公社をはじめ、関係団体との協議、情報共有を行っている。

特に、当社から公社に支払っている施設使用料のあり方等については、見直しを求めている点があることから、共通理解を図るべく、県畜産課も交えて協議を行っているところである。

また、当社の経営改善には、と畜数の増加が不可欠であり、県が実施している増頭対策およびと畜数の増加を想定した施設の課題の整理に向けて公社に協力しつつ、今後も引き続き管理費等の削減を図り、経営改善の実現に努めていく。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (農政水産部畜産課)

安全安心な食肉の安定的な供給のためには、公社、市場をはじめ、関連団体が健全に経営されることが重要

であると認識している。

公社および市場が 2 期連続で単年度黒字を計上したことについては、経費削減などの県出資二法人（公社、市場）の自助努力や県からの支援が形となって現れたものと評価できる。しかしながら、それぞれの法人は今も多額の債務や累積損失を抱え、依然として厳しい経営状況が続いていることに変わりはない。

センターの経営改善をさらに進めていくためには、センター運営に携わる関連団体が、それぞれの役割を果たしつつ、課題を共有し、協力して課題解決に取り組む必要がある。

県としては、このことを踏まえ、公的支援が必要な部分については引き続き支援しつつ、自助努力により改善すべき部分についてはより一層の経営改善を求めるという方針でセンターの経営に関与し、その経営改善を図っていく。

監 査 結 果 報 告 年 月 日	平成29年 3 月 14 日
-------------------	----------------

監 査 の 意 見
-----------

(6) 大津港駐車場の稼働率の向上について（滋賀県道路公社）

大津市浜大津地区における駐車場需要および琵琶湖観光の玄関口として整備された大津港と中心市街地の発展に伴う将来の駐車場需要に対処するため、滋賀県道路公社（以下「道路公社」という。）は、有料道路事業制度により大津港駐車場を整備し、平成 9 年から運営管理を行っている。

しかし、近年の駐車場稼働率は計画の30%程度で推移しており、運営経費と同程度の収入しか上げられず、建設コストの償還が見込めない状況にある。

また、近隣駐車場と比較し料金がやや高い状況にあり、さらにこれらの中には観光船に乗船すると一定時間無料とするサービスが行われているところもある。

道路公社においては、料金体系や利用時間の見直しなど、利用者の利便性や競争力を高める方策を検討し、大津港駐車場の稼働率の向上を図られたい。

当該監査の意見に基づき「滋賀県道路公社」が講じた措置の内容

大津港駐車場については、施設整備後浜大津周辺の駐車場の需給状況が変化している中、一日上限料金の設定や広告媒体を活用した広報により継続的に利用促進を図ってきたが、現状では駐車台数、料金収入ともに開業時の計画を下回っている。

有料道路事業制度により整備した公的駐車場として、民業を圧迫するような料金設定は難しいが、駐車場を取り巻く状況を十分調査し、特性や周辺状況を考慮した、より利用しやすい駐車場とするため、複雑化している回数券の集約を行い、新たな売価、割引率での回数券の設定や、受け入れ車種の拡大、初めての利用者にも分かりやすい入口案内表示を工夫するなどの改善策を検討、実施するとともに、積極的な広報、販売促進活動を行い、利用促進と増収に取り組む。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容（土木交通部道路課）

四半期ごとに、道路公社から、駐車台数および料金収入額の報告を求め、改善方策の実施状況の確認を行うとともに、確認結果を踏まえた今後の対応策について協議を行う。